

第11回盛岡市新市庁舎整備審議会（会議録要旨）

- 1 開催日時 令和6年6月28日（金） 9：30～11：30
- 2 開催場所 盛岡市勤労福祉会館（紺屋町2番9号） 5階大ホール

3 出席者

(1) 委員 13名

倉原宗孝会長、福留邦洋副会長、赤坂岳史委員、浅沼清一委員、宇佐美誠史委員、落合昭彦委員、小山田サナエ委員、菊池透委員、小枝指好夫委員、駒井元委員、今野紀子委員、高橋悟委員、中島清隆委員

(2) 一般傍聴者 1名

(3) 報道関係者 11社

(4) 事務局

渡邊総務部長、滝村都市整備部長、菅原総務部次長、松田都市計画課長、佐々木企画調整課長、竹原財政課長、遠藤新市庁舎整備室長、早坂新市庁舎整備室副主幹、小野寺新市庁舎整備室主任、佐藤新市庁舎整備室主任

4 会議の概要

別添 会議発言要旨のとおり。

《別添 会議発言要旨》

(進行)

本日の会議は、委員13人全員と、半数以上の出席がございます。盛岡市新市庁舎整備審議会条例に基づき、成立するものであります。それでは、会議の議長を倉原会長にお願いいたします。

(会長)

皆様、おはようございます。早速ですが、第10回審議会の開催結果について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

事務局説明要旨1のとおり説明

(会長)

今のご報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいですね。それでは、次第3の議事の「基本構想答申（案）について」事務局よりお願いします。

(事務局)

事務局説明要旨2のとおり説明

(会長)

ありがとうございます。以前から議論のある附帯意見についてのご説明に対して、ご意見、ご質問などいかがでしょうか。

(委員)

「盛岡市新市庁舎整備基本構想（案）」の作成主体は、あくまで市であって、我々の意見を反映させている形だと思いますが、この文章だと第三者が見た時に、我々が主体となって作成したように見えるので、あくまで基本構想は市主体で作成し、それに対して我々の意見が反映されたものと分かる一文があった方が良いでしょうと思います。

続いて、附帯意見(1)の「調査審議における意見を踏まえ」とありますが、この意見とは具体的に何を指すか明らかにしていただきたいです。

続いて、附帯意見(3)の「社会情勢に変化への対応」について、変化の速度は非常に速いことを付け加えていただき、確実に変化があることを前提とした文章にしていきたい。「思われる」の表現は弱いように思います。また、変化を踏まえ、より良い新市庁舎整備に向けた「検討」ととどめるのではなく、アップデートして、より良い方向に見直すこととしていただきたいです。

(事務局)

市として答申を受けた後に基本構想(案)を作成してまいりますので、表現については検討したいと思います。

附帯意見(1)については、整備エリアに関わるご意見として様々なコメントをいただいております、「意見」と表現させていただきました。

社会情勢の変化についてはご指摘のとおりだと思いますので、改めて文章を組み立てたいと思います。また、基本構想をアップデートするというよりは、次のステップである基本計画や設計の段階で変化を反映していくことで考えております。

(委員)

私としても、基本構想自体をアップデートするつもりで話しておりませんので、今後の基本計画や設計において、基本構想に縛られる部分以外の変化があるのであれば、そこを踏まえたアップデートの意味合いで捉えていただければと思います。

(会長)

2つ目のご意見にあった「調査審議における意見」については、もっと具体的にどのお話でしたが、これについては、様々な意見があり一言では表しづらいということで、「意見を踏まえ」との表現にしたとの理解でよろしいでしょうか。

(委員)

審議会として「どこを見てくれ」と我々が要求していることになるので、何を見てほしいのか、第三者から見た際に理解できないように思います。基本構想の中でのエリア選定のところに書かれている文章なのか、審議会の議事録なのか、今後に残すためにも何を見てほしいか明確に伝わるようにすべきと思います。

(会長)

意見の前に「〇〇〇の意見」と一言付ける形や、今のご意見にあったお言葉をそのまま活かす形でも良いかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

こちらとしましては、審議会が出た意見として捉えており、基本構想(案)にその意見が反映されております。例えば、整備エリアについては、内丸エリアの意見だけではなく、盛岡駅西エリアや盛南エリアに対する意見も踏まえて整理しており、そういった意見を見ていただくことを想定しております。表現が適切でないということであれば、少し考えさせていただければと思います。

(会長)

次回もう一度確認のチャンスがありますので、ご検討ください。そのほかいかがでしょうか。

(委員)

今、委員からあった基本構想(案)について、私個人と委員とでは異なる意見かもしれません

が、私の理解としては、審議会がある程度主体性を持って練り上げたものとして良いのではないかと思います。事務局の皆様には様々な資料をご提供いただき、重要部分についてはこの審議会の過程において決定したものと理解しておりますので、ニュアンスの話になってしまいますが、「この審議会をもって練り上げた基本構想なんだ」と言っても差し支えないように思います。

(委員)

責任の所在はどこなのか。どこが基本構想を作ったのか。となった際に、市長が「私です。盛岡市です。」と言い切れるよう、我々でしっかり議論しての答申だと思います。そのくらい議論をしまりましたので、最終的には市で策定いただきたいと思います。

(会長)

責任の所在を含め、皆さんの想いは共有されていると思いつつ、うまい表現が今ぱっと浮かびませんが、いかがでしょうか。

(事務局)

基本構想は審議会からご意見を頂いて、最終的に市が策定します。中身を十分に審議いただいたと認識でございますので、審議会としての案の形で表現して差し支えないと考えております。

(会長)

認識は皆さん共有されているものと思いますので、良い表現をお願いします。ほかいかがでしょうか。

意見なし

何かございましたらご意見ください。

次に、基本構想（案）の第1章、第2章についてお願いします。

(事務局)

事務局説明要旨3のとおり説明

(会長)

ありがとうございます。第1章、第2章のご説明でしたが、いかがでしょうか。

(委員)

10ページの最後の説明ですが、例えば、「今後の技術革新や基本構想策定時に想定していない課題などについては」などと、今後の技術革新のプラス面と新たな課題とを合わせてこれから十分に考慮する表記とした方が良いでしょうと思います。

(会長)

ご検討いただくことでよろしいでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(委員)

6ページの図表2-3ですが、(2)の現状に「施設維持管理の非効率」とあるのですが、その課題として経年度負担の軽減などを入れていただいた方が良いように思います。課題で示されている「機能の集約」には、「利便性に配慮した部署の配置」が包含されるので、「利便性に配慮した部署の配置」の代わりにその旨を入れていただければと思います。

続いて、7ページの(2)と(3)ですが、あくまで現状に対する課題を示している部分ですので、解決の方向性の記載については、割愛しても良いように思います。

続いて、9ページの図表2-5ですが、(4)のその他の課題の「社会構造の変化に応じた対応」については、「社会構造の変化に応じた柔軟な対応」など、アジャイル的と言いますか、何かそういった表現を入れた方が良いように思います。

また、表の下の人口に関する課題に「就労人口の減少に伴い税収が減少する」とありますが、職員の確保も大きな課題ですので、そういったところも入れても良いように思います。

先ほどの、技術革新と課題のところですが、課題自体は何か出来事が起きて目指すところを新たに設けた際に設定されるものなので、出来事と向き合い柔軟に対応していくような表現でも良いように思いますので、事務局において検討していただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。いくつかありましたがいかがでしょうか。

(事務局)

庁舎の維持管理に関しては考えさせていただきます。

7ページのところの方向性の記載について、現状と課題の部分として、若干ニュアンスがずれてくるというご指摘はそのとおりであります。今からでも進めていかなければならないこととして記載をしておりました。

9ページの表ですが、柔軟な対応とさせていただきたいと思います。

人口に関する課題として、職員の確保とありましたが、庁舎の課題として整理すべきかどうか検討させていただければと思います。最後にご指摘のことについても検討させていただければと思います。

(会長)

職員の確保は、数というよりその能力、機能の確保ということになるのでしょうか。

(委員)

多様な確保の形態といったところを問う必要があるように思っています。将来的にはリモートワークやアウトソーシングも考えられますので、そういった確保の面で庁舎との若干の関連があるように思います。基本設計に入っていないことには、何とも言い難いところではあります

が、単純に職員の増は難しい話ですので、多様な確保のスタイルといったときには、少し関連性が出てくるかと思えます。

(委員)

今の職員確保と人口に関してですが、今年度の県の組織見直しの中で、各振興局に人口関係の特命課長を設置しました。それは何かというと「人口減るよね。どうやったら人口が増えるかな」みたいなものではなく、人口が減ると当然職員の数が減っていきます。そうすると規模の大きいところは何とかありますが、小さいところは大変ですので、職員が減っても何とか村とか町の運営が回るように相談に乗り、一緒に工夫していくものです。

役所的には少ない職員で回るような仕組みを課題として取り上げていますので、各市町村役場における問題意識は高いように思っています。

(会長)

どこに書くかということなのかもしれませんが、素直に書くべきとも言えないもどかしさがあるように思えます。

委員の一人として皆さんからご意見をいただきたいのですが、9ページの図表2-5のその他の課題ですが、ここで記されていることは、その他と表現すべきなのか、その他以外の表現で一つの項目とすべきなのか、少し悩んでいます。その他とすると、その他諸々の印象を受けますので、(3)の気候変動に関する課題のように、社会変動に関する課題などのもう少し強く表現しても良いように思うのですが。

(委員)

図表2-5に新たな項目を追加し、それ以外にその他があるのであれば、その他を入れるとして、今のところその他がないのであれば、社会変動に関する課題のような項目とすることが一つの案かと思えます。

(会長)

ありがとうございます。事務局としていかがでしょうか。

(事務局)

社会変動の課題という形での項目立てでもよろしいかと思えます。

(会長)

ご検討ください。ほかにいかがでしょうか。

(委員)

9ページ人口に関する課題ですが、数字が出ていますが文章で見ると、図表で表現していただいたほうが、分かりやすいと思いました。

続いて、2ページの盛岡市総合計画について、令和7年までとなっていますが、9ページでは令和6年までになっていますがどちらが正しいでしょうか。

続いて、8ページの図2-4ですが、現市庁舎付近の洪水浸水想定区域図がありますが、改めて見ると、矢印の意味は何だったかなど。避難の方向でしょうか。

(会長)

いくつかありましたがいかがでしょう。

(事務局)

まず、総合計画ですが、令和7年3月までで、令和6年度までとなっておりますので、表記を統一したいと思います。

人口減少の図表の表現については、ご指摘のとおりかと思しますので、検討したいと思います。

図の矢印については、避難の方向だったかと思いますが、矢印を削除するなど、まとめ方を考えたいと思います。

(会長)

よろしくをお願いします。他にいかがでしょうか。

(委員)

矢印を抜くのであればハザードマップではなくなるので、ハザードマップとするのであれば、矢印の説明を入れる方が正確かと思えます。

(事務局)

合わせて整理したいと思います。

(会長)

ほかいかがでしょう。

意見なし

では、次の第3章、第4章をお願いします。

(事務局)

事務局説明要旨4のとおり説明

(会長)

ありがとうございます。第3章、第4章についていかがでしょうか。

(委員)

16ページの2の(1)の供用開始時期について、年度が入っていないのですが、17ページの3の(1)の27,000㎡の場合には、供用開始時期として年度が入っているので、統一が必要だと思います。

(事務局)

年度で統一させていただきます。

(会長)

細かい話ですが、16ページ2の(1)に脚注の5が入っていますが、脚注にないようですが。

(事務局)

対応する脚注がありませんので削除させていただきます。

(会長)

皆様からいかがでしょうか？

(委員)

想定される庁舎機能のところ、写真を探されているようなのですが、市庁舎でなければいけないのでしょうか。何を指すかによっては、民間企業の写真でも良いと思います。

(事務局)

庁舎のことを考えますと、市の事例が良いと思っております。また、市であれば、著作権の関係で主にホームページに掲載されているものを使わせていただいております。

(委員)

DXなどについては、民間企業の方が前々から取り組んでいますので、それこそ出社率をどうやって抑えるですとか、そのためのオフィスのレイアウトなど、載せられる、載せられないはあるかもしれませんが、知見が沢山あるので利用しないのはもったいないと思います。

(会長)

著作権の問題については理解をしつつ、従来の行政の枠にとらわれずに取り組むことについては、共通認識として持っておきたいと思います。

(事務局)

この写真でなければならないといったことはありませんので、事例などをお寄せいただければ、使うことについて検討をしたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(委員)

18ページの(2)に「ア プライバシーに配慮した相談ブースの設置やユニバーサルデザインの導入など、利用者の利便性向上のためのスペースの確保」とありますが、建物そのものがユニバーサルデザインということによろしいですね。

(事務局)

全体としてユニバーサルデザインとなります。

(会長)

ほかにいかがでしょう。

(委員)

15ページの(4)について、「市民とともにまちづくり」となっていますが、基本方針ですと

「市民と協働」との表現になっていますので、言葉を合わせていただいた方が良いと思います。

続いて、16ページの(3)の集約の進め方について、「今後の人口減少やDXの推進等により職員の業務や窓口のあり方などが変化し」とありますが、外的要因で変化するような表現ではなく、盛岡市がDX推進計画に沿って自ら変革するという表現が適していると思います。

続いて、17ページの3の(2)について、「テレワーク率をさらに高めるなどの取組」とありますが、盛岡市のDX推進計画の確実な実現と更なる深化によって行われるもので、その中でのテレワークの取組だと思しますので、そういった表現が良いと思います。

その下にある「将来のDX推進」とありますが、DX推進計画の中では「3ない窓口」（行かない、待たない、書かない）がうたわれているので、そのあたりを明確に記載した方が良いと思います。

続いて、18ページの「規模のコンパクト化に向けた取組」について、ア、イ、ウと分けてありますが、DX推進計画そのものの推進とすることで、全てが包含される形となります。(2)がア、イ、ウと分かれていてバランス的には現状の方が良いのですが、計画をしっかりとやることを強く表現していただければ、これらの項目は確実に達成されるので、そのような表現の方が良いと思います。

(会長)

いずれもご検討いただきたいのですが、事務局としていかがでしょうか。

(事務局)

(4)の交流・共創拠点の表現と、11ページの基本方針の表現が一致していないことについては、ご指摘のとおりだと思いますので、一致させたいと思います。

その他の表現についてもご意見を踏まえて、それぞれ改めて精査したいと思います。「3ない窓口」を具体的に盛り込むかどうかについては検討する必要があると考えています。

最後のア、イ、ウについては、バランスを考慮し、細かく分けていますが、こちらについても検討させていただきます。

(会長)

よろしく申し上げます。

ほかいかがでしょうか、後半ありますが、5分くらい休憩とします。

休憩後、再開

それでは第5章の説明からよろしくお願いたします。

(事務局)

事務局説明要旨5のとおり説明

(会長)

ありがとうございます。第5章について、皆様からいかがでしょうか？

(委員)

恐らく誤字だと思いますが、23ページの(3)の災害リスク・防災拠点性の最後の方にある「これまでの経験価」は「これまでの経験値」かと思います。

続いて、22ページの3の整備エリアの選定において、内丸エリアがいかに魅力的か(1)から(4)まで書いてありますが、一方で、内丸エリアの課題である想定期間どおりに整備が進むかどうかの懸念について言及されていないことが、審議会のメンバーとしては気がかりです。多くのメンバーが手放しで「内丸が良いから進めましょう」となったわけではないので、触れていただきたいです。もちろんエリア共通の意見としての問題点の記載はありますが、現在の書き方ですと「問題はほとんどありません」ととられかねないと思います。

(会長)

大事なご指摘だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおりだと思いますので前向きに検討したいと思います。

(会長)

よろしくをお願いします。

(委員)

19ページの整備候補エリアの選定の最後の方に「新市庁舎整備審議会において、他のエリアについても検討した結果、上記3つのエリアに絞って比較検討を行うこととしたものです。」とありますが、他のエリアについて検討した記憶がありません。

続いて、23ページの事業費についてですが、解体費の項目に本庁舎以外も含まれており、他の分庁舎を壊す必要があるのか、壊す前提で良いのかと思いました。

(事務局)

3つにエリアに絞っての表現のところですが、審議会でエリアを3つにすることについて審議いただいた際に、市営球場の活用といったことについても審議いただいたのでこのような表現にさせていただきました。確かに、違和感があるかと思いますが、表現については再度検討させていただきます。

解体費の話ですが、解体はまだ決まったわけではないのですが、次の土地利用を想定しておりましたので、算定の仕方が適切ではないということであれば、改めて考えなければならないと思っています。この場では判断できないので持ち帰って検討させていただければと思います。

(会長)

今のご意見は、解体費用の問題とともに解体するかということも含めてだと思いますが。

(事務局)

確かに建物そのものを使う選択肢はあると思います。ただ、最初の方でお示しましたとおり、各建物が結構な年数を経過しておりますので、そういったところも踏まえて、こういった活用が市民の利便性や経費的な部分で最も効果的か引き続き検討していく必要があります。書き方について考えたいと思います。

(委員)

今回市庁舎が新しくなった場合、少なくとも本庁舎以外の建物は民間に売却するとか、建物付きで買うこともあるかと思いましたので質問でした。

(事務局)

ご指摘のとおり民間での活用もあると思いますので、今後検討したいと思います。

(委員)

今のことに関連しますが、最後の行にある「既存建物の移転が必要な場合の移転補償費」と解体費が一番大きい問題になると思っています。例えば、不確定な解体費と移転補償費は分けてしっかり書いた方が良いと思います。内丸の場合の一番の懸念は用地交渉だと思っています。

(事務局)

ご指摘のとおり不確定な部分については、別に整理することもひとつの方法と思います。また、解体費については本庁舎に絞って整理することも考えられるので、検討させていただきます。

(委員)

公用車の駐車場の関係で愛宕駐車場の活用がありましたが、保健所は現在そのまま使えると思うので、内丸に持ってくる必要がないと思います。内丸分庁舎は小さい建物ですが、内丸エリア内にあるので、売却や解体はせずにそのまま使えると思います。若園町分庁舎は隣の総合福祉センターが駐車場で困っているので、活用等について検討できればと思います。

(会長)

今後の検討へ向けてのアドバイスですね。

(委員)

21ページの「内丸エリアの評価」、「盛岡駅西エリアの評価」、「盛南エリアの評価」について、盛岡駅西エリアと盛南エリアは、ここが良い、期待できるといった表現になっていますが、内丸エリアは、ほとんどの項目が「最も適合性が高い」といった非常にインパクトが強い表現になっています。実際には、皆さんで採点をして、集計結果に至るまでの議論においては、例えば、評価項目によっては盛岡駅西エリアが一番優れているといった表現があったにも関わらず、内丸エリアだけがすべての点において一番適合性が高いというような印象を強く与えてしまっているので、評価は一長一短であったけれども、採点の結果として、内丸エリアだったということは逃さずに書いてほしいと思います。今の表現ですと、手放しに内丸エリアになったのではない

ということが、市民や関係者に伝わりにくいです。盛岡駅西エリア、盛南エリアそれぞれにベストな部分があったということも示してほしいと思います。

(会長)

意図的ではないと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

内丸エリアが選定されたということで、今回のような表現になってしまったと思います。「適合性が高い」といった表現については見直す方向で進めたいと思います。

(会長)

冷静、客観的な記述をお願いします。

(委員)

22ページの整備エリアの選定について、「市民及び市議会の意見などを踏まえ」と唐突感のある表現があります。市民及び市議会のどの意見を採用したか分からないので、見直しをお願いしたいです。

(事務局)

ご指摘のとおりだと思いますので、訂正したいと思います。

(委員)

21ページの(3)の比較評価に関する意見について、何も知らない人が見みたときに、例えば、アの内丸エリアに対する意見の(ウ)は、「洪水浸水想定区域を十分考慮した用地確保」が「できる」のか「難しい」のか分からないと思います。

(会長)

項目が並べられていますが、意図するものが何かまでの一言が必要ということですね。

(事務局)

ご指摘のどおりだと思いますので、客観的に分かるような表現になるよう検討します。

(会長)

ご検討をお願いします。ほかいかがでしょうか。

(委員)

先ほどあった、「他のエリアについても検討した結果」との表現についてですが、第5回審議会資料に「新市庁舎のあり方に関する有識者等懇話会意見書を踏まえ、内丸、盛岡駅西、盛南の3つのエリアを中心に検討する。」とあり、「現時点で他に適当な候補地又はエリアが無いと判断されることから、今後の検討に当たっては、上記3つのエリアに絞って比較評価を進めることとする。」と記載があります。他のエリアについての記載はなく、提案があった「候補地」として盛岡城跡公園や盛岡市営球場、マリオスが示されているが、この審議会でエリアを絞っていません。

(会長)

先ほどのご指摘の部分ですね。正しい表現にしていただければと思います。

ほかご意見等ありましたら、全体振り返っての時にお願いします。それでは残りの第6章から第8章までよろしいでしょうか。

(事務局)

事務局説明要旨5のとおり説明

(会長)

ありがとうございます。ご意見等お願いします。

(委員)

8月に答申するとなっておりますが、基本構想以降の議論がとても大事になると思います。私たちが1年半をかけて議論してきたことが、どのような形で基本構想以降の議論や準備につながっていくのか。あるいは、改めて審議会を立ち上げて進めていくものなのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

(会長)

第7章に関係することかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

この審議会は、新市庁舎の整備に係る事柄についてご意見を頂く場となっております、昨年の4月に基本構想を諮問しております。そのため、基本構想の策定が終われば解散ではなく、任期については2年間と定めておりますが、審議会は維持させていただきながら、改めて諮問してご意見を頂くこととなります。

(会長)

よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

(委員)

今の話に関連するのですが、令和7年度から用地を考えて、複合化や合築についても検討を進めることになるとと思いますが、複合化や合築はすごくいいアイデアだと思いますが、ここまでの審議会では民間などの活用について議論していないので、どこでこのあたりの議論をするのが気になります。また、容積率や敷地面積の関係で、このエリアを選定したけど大丈夫なのか、といったところも気になるところです。

(会長)

より具体的な議論ですね。いかがでしょうか。

(事務局)

様々な要素・条件があったうえで議論をしていただき、複合化などの可能性についてもご意見

をいただいておりますので、用地を具体的に選定しながら、考えていかなければならないと思っています。例えば「一団地の官公庁施設」ですと、民間施設が入る余地がないので、やはり用地が決まらないことには、中々進まないということがあります。また、建設単価が上がっている状況の中、複合化となった際に、民間がどれだけ手を挙げていただけるかは、市場調査をやってみなければ分かりませんので、こういったことを踏まえ今後進めていく必要があります。

(委員)

市場や民間がどう動いているかしっかり見てほしいですし、並行して県庁など一緒になれそうな相手を早く探らないと、どう用地を考えていったら良いか決まらないと思いますので、どこで議論するのか気になっています。

(委員)

大きくまちづくりに関わってくるのだと思います。当然、市の都市計画課の構想・計画と関わってきますので、大まかにそのあたりのお話を聞かせていただけると進めていけるのかなと思いますがいかがでしょうか。今日でなくて構いません。

(会長)

今後そのあたりの議論が必要になってくると思います。また追ってお願いします。

(委員)

複合化と合築はとても大事なことだと思います。千代田区のように合築ができれば、建築費の面で有利でしょうし、公共機関を入れ込むことでさらに市民が利用しやすくなると思います。

(事務局)

国や県との話し合いの場を設けて、情報交換をしております。ご指摘のとおり合築した方が市民の利便性が上がるのであれば、検討していかなければならないと思います。引き続き意見交換をしながら進めていければと思っております。

(会長)

よろしくお願いします。

(委員)

27ページの今後の予定について、以前も出ていた情報ではありますが、供用開始予定が2039年ということで、かなり先になると改めて思っていたところです。1ページで、若手職員のワーキンググループがあったとご説明がありましたが、新市庁舎の主役は若手の職員の方になります。今回基本構想が出来上がることでかなり解像度が上がったと思うので、この段階で改めて若手の職員の意見を聞く機会をぜひ設けていただければと思います。

(会長)

貴重なご意見とともに有効なアイデアかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

庁内意見については、引き続き様々な意見を取り入れたいと思いますし、当然、若手職員の意

見にも配慮しながら進めていきます。

(会長)

おそらく今後有効になってくるでしょうね。

全体にわたっていかがでしょうか。

意見なし

貴重なご意見をいただいたと思います。さらにお気づきの方は、事務局に個別にご連絡を頂くことでよろしいですね。事務局へお返しします。

(進行)

その他として事務局からの連絡です。今後のスケジュールについてご説明します。

(事務局)

第12回審議会を7月下旬、8月上旬に答申、11月下旬に基本構想の報告を予定しております。

先ほどお気づきの点は事務局へ個別にご連絡をというお話をいただいたところですが、次回の審議会資料に反映させる作業の関係上、7月12日までにご連絡いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(進行)

次回の第12回審議会の開催日程でございますが、7月31日午後3時30分から勤労福祉会館4階を予定しております。正式に確定次第お知らせいたします。

本日の議事の内容につきましては、議事録を作成し、委員の皆様の確認後に盛岡市ホームページ等で公開させていただく予定です。

ほかに、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第11回盛岡市新市庁舎整備審議会を終了します。ありがとうございました。

《事務局説明要旨 1》

資料1 ページをご覧ください。前回は5月22日に開催、第9回審議会の報告、議事としましては、基本構想の構成及び整備エリアについて審議をいただきました。

基本構想の構成については特にご意見は無く、整備エリアの選定については、各委員が専門的知見等に基づき、項目ごとの「重み」を考慮しながら評価したことや、「相対評価」であることを記載してほしい。各委員が比較評価した評価記号と、それを集約した評価記号は、意味が異なるので、別の記号を使用してほしい。定量化できない思いが、評価コメントに記されているので、答申に十分に反映してほしい。といったご意見、今後の留意事項については、「洪水浸水想定エリアを避けた用地確保」の記載を「浸水想定エリアを十分考慮した用地確保」とした方が適切ではないか。内丸エリアに対する意見については、引き継いでいくことが大事である。新市庁舎を内丸エリア内に整備することが難しい場合、セカンドプランとして「盛岡駅西エリア」を何らかの形で示したい。現在の情報に基づいた評価であるため、状況の変化に応じて、見直しが必要である。などのご意見をいただきました。

これらの意見については、今回お示しします答申の素案の中で対応、または対応について検討を進めております。報告は以上となります。

《事務局説明要旨 2》

別紙資料を確認願います。まず、答申につきましては、答申書と基本構想案から構成されるものとなります。それではまず答申書からご説明させていただきます。附帯意見として、これまでの審議会で重ねてご意見をいただいた部分について3点を添えることとしております。

附帯意見の1つ目は整備エリアについてです。整備エリアは、「内丸エリア」が最も優位性が高いと判断されることから、同エリアにおける整備を進めていただきたい。なお、今後、整備事業を進める過程において、用地取得や関係機関等との調整など、新市庁舎の供用開始時期に大きな影響が見込まれる場合は、審議会での調査審議における意見も踏まえ、検討をお願いしたい。こちらは、盛岡駅西エリアについて第2候補としての記載についてご意見があったものですが、2つの候補を基本構想に記載することで、今後、用地確保を進めるにあたり、地権者との交渉や周辺の土地利用状況に影響することが懸念されることから、本編の記載ではなく附帯意見として整理したものです。また、あくまで審議会で決定した内丸エリアでの用地確保を優先した検討を進める一方で、状況等に応じて柔軟に検討をすることとして表記したものです。

2つ目は職員の勤務環境についてです。新市庁舎の整備においては、市民に質の高い行政サービスを提供するため、職員一人ひとりのパフォーマンスを最大限発揮できるような勤務環境の確について、十分に配慮した検討をお願いしたい。こちら、審議会で度々いただいた意見として、働く職員の勤務環境も重要な要素であり、職員意見等を踏まえた環境づくりを進めていくべきとの意見を受け記載したのとなっております。

3つめは社会情勢等の変化への対応についてです。今回の基本構想は、現在の状況を踏まえ、将来を想定して策定するものとなるが、新市庁舎の供用開始までに、社会情勢の変化や技術のさらなる進歩などがあるものと思われる。今後、基本計画や設計などの各段階において、それらの変化を踏まえ、より良い新市庁舎整備に向けた検討をお願いしたい。こちらについては、本編の中でも触れていることではあるのですが、将来の変化に対して柔軟な対応をとることと、また改めて検討する際には審議会等での審議内容やその過程などを再確認しながら進めていくべきとのご意見を踏まえて、記載したものです。

他にもご意見はあったところではありますが、本編に直接的に盛り込めなかったもの、重ねてのご意見となっていたこれら3点について、附帯意見として記載することとしました。

《事務局説明要旨3》

本日の基本構想の資料としましては、本編と補足の説明資料とがあります。補足については本文について、いつの審議の内容であるかの説明やいただいた意見、修正や変更を加えた部分をまとめております。本日の説明は、全てを取り上げることは時間的にも難しいところですので、本編を中心に説明をさせていただきます。

まずは第1章について、1のこれまでの経緯については、基本構想のたたき台となっている報告書などの内容を整理し、第1回の審議会でもお示ししておりましたこれまでの経緯の表について、昨年度から立ち上げております本審議会や、昨年11月に開催しました市民説明会、また8月予定しております答申までを加えてまとめました。

2は基本構想の策定目的、3が他計画との関係について記載しております。他計画については、市庁舎整備に係る関係法令などを表として整理し、さらにそれぞれの計画等の概要について説明をしております。(7)の国土強靱化計画や気候変動対策実行計画については、具体的な計画名としてはこれまで触れておりませんでした。国土強靱化計画では災害対策本部としての市庁舎整備や、気候変動対策実行計画では環境対策として公共施設への省エネルギーや再生エネルギーの導入、ZEBといった部分で審議していただいた内容についての、計画となっているものであります。

次に第2章について、1の現在の庁舎の状況については、以前より表としてお示ししていたものについて、敷地面積の項目を追加し、本庁舎別館については借地であることについても記載を加えました。また、職員数については、現在、令和6年度の数値で再整理しておりますので、最終的には確認した数値で表記いたします。なお、表には出てきていない部分ではありますが、昨年度まではコロナ対策関係部署がございましたが、こちらが無くなるなど、本年度も若干の組織変更があったとなっております。

2の現庁舎の配置と3の変遷については、表記のとおりでございます。

4の現庁舎の課題につきましては、説明文の後に一覧表を加えておりましたが、表を最初にも

ってきた上で、個別に説明した方がわかりやすくなるとの判断から、このような構成としました。各項目の説明については、審議会での取りまとめ結果を改めて事務局で補記等を行ったものになっております。

5の今後想定される課題についても、表を先に持ってくる構成としております。また、(2)の市の財政状況に課題については、当初の審議の中では入っておりませんでした。昨年11月の市民説明会において、将来世代への負担軽減を考慮すべきという意見を多くいただき、規模の見直しを行ったことなどを考慮し、課題としても整理する必要があるものと判断し、事務局側で加えさせていただきました。内容につきましては、既にご説明しております、昨年9月に公表されました今後5年間に市の中期財政見通しにかかる内容となっております。

また、その他の課題については、当初DX/GXを入れており、審議の中でDX/GXは課題ではなく、方法論であるのご指摘をいただいたことから、一旦は削除したものの、DX/GXによる対応を進めた結果として社会構造などに変化が生じること、その変化への対応はさらにより良い方向への対応にもなり得ることから、課題として整理していいのではないかとのご意見をいただいたことから、改めて技術革新という言葉を用いて加えたものであります。

《事務局説明要旨4》

第3章について、1の理念については、下にありますコンセプトを最初の説明文としてはどうかとの意見がありましたが、理念の方を前面に出した方が良いという判断で、このようにさせていただきました。

2の基本方針については、番号をつけさせていただきましたが、方針中での優位性を示す意図はなく、それぞれの説明の順番として表記したものでございます。図における各方針の説明項目は、説明文の中からキーワードを抜き出して表現しました。次のページからは基本方針について、審議いただいた説明文と想定される機能について記載し、他市での事例を紹介しております。行政サービス拠点につきましては、案内サインと総合窓口について、他市事例を掲載する予定としておりますが、写真については著作権の関係の確認などをしながら、適切なものを探している状況です。唐津市の事例としましては、証明書総合窓口、届け出総合窓口、福祉まるごと相談窓口などが、1つのフロアに集まり、総合窓口ワンストップ窓口への取り組みとしてあげたものでございます。次に、防災拠点についてであります。伊予市における庁舎全体における防災や災害発生時の対応を考慮した設計・建築の事例、大垣市における災害対策本部の事例をあげております。持続・変換拠点としては、東京都のオープンフロアやアリーアドレスを採用するための執務室、秋田市におけるZEBの自然採光の事例をあげさせていただきました。次の交流・共創拠点につきましては、共有スペースの事例やオンラインでの交流ができる事例などを掲載する予定としているところであります。他市等での事例については、基本構想を読む市民の皆さんに、新たな庁舎の機能等をイメージしていただきやすいよう、あくまでも事例として掲載するもので

あり、盛岡市で同じものに取り組むということを示したものではありません。審議していただいたように「想定される庁舎機能」であり、事例であるという表記を都度させていただいております。

次に第4章について、1の庁舎の集約については、現在分散化している庁舎の集約化により利便性の向上や経費的な効率化を図っていくことを整理し、2の想定規模の前提では、集約化による整備を行っていくうえで、供用開始時期や集約対象部署、集約の進めかた、集約する職員数の前提を整理しております。なお、職員数については令和5年4月1日時点のものとなっているため、今年の数値に更新をする予定としております。想定規模としましては、当初一括集約を前提とした延べ床面積を32,000㎡と算出しておりましたが、市民説明会などでいただいた将来の財政負担の軽減などを考慮し、段階的集約等を進めることで23,000～27,000㎡程度とすることとしたものでございます。

4の駐車場・駐輪場について、駐車場部分については、審議会の際にもお示ししております、庁舎敷地内に来庁者用と公用車用の駐車場を整備する前提での数値を示させていただきました。こちらについては、内丸エリアが選定されることにより、民間駐車場の活用や内丸プランの想定にある共有駐車場の整備、公用車については現在の愛宕町分庁舎にある車庫の継続利用などについて検討を進めることとなります。また、駐輪場の整備については、規模にかかる審議をした際には資料としては整理をしておりませんでした。エリア比較評価の際などにも自転車の利用についてご意見があったことも踏まえ、文言として盛り込むこととしてまとめたものとなっております。

5の敷地面積、6の規模算定上の留意点については、審議いただいた内容を記載しております。

《事務局説明要旨5》

第5章について1の整備エリアの概要として、3つのエリアを比較検討の対象としたことを説明します。

2の審議会での調査審議の結果については、比較評価方法として、整備エリア比較表を示し、評価項目や調査検討事項、比較評価方法について明示します。ここで訂正となりますが、19ページのCの項目について、災害リスクが二重に表記されておりましたが、こちらは災害リスク・防災拠点性となりますので、訂正をお願いします。次に集計方法と集計結果として、今回のエリア選定の根拠としておりました、3つの方法の集計結果について記載、また、各エリアの比較評価についてのコメント、エリア共通の意見について記載しております。前回の審議会でもご説明させていただいておりましたが、個別の詳細な評価コメント等については、資料編で整理する形としたいと思っております。評価の結果については、本編に各項目すべての評価を掲載することは量的にも難しいこと、一方で定量的な集計結果のみを表で表示した場合には、定量的な評価の部

分のみがクローズアップされてしまう懸念についてのご意見があったことを考慮して整理したものでございます。

3の整備エリアの選定については、審議会での比較評価プロセスを踏まえた結果としての内丸エリアの選定ということで、内丸エリアを選定した根拠について、評価項目における委員の皆さまのコメントをまとめております。

4の事業費については、選定した内丸エリアの事業費について、想定 of 延床面面積、敷地ごとに算出し、記載しております。

《事務局説明要旨6》

第6章について、こちらは審議会でもご説明しましたとおり、具体的な事業手法、整備方法、財源の決定などについては、用地が確定した後、基本計画を作っていく中で行っていくものであり、現時点では想定される項目を整理したものととなっております。

事業手法については、従来方式からPFI方式にまでを整理しております。手法についてはこれらの中から選定するという意図ではなく、今後新たな手法が出てくればそれらを含めた様々な方法について可能性を検討し、あるいは場合によっては本庁舎整備と駐車場整備は別の方式で実施するなど、整備だけではなく、維持管理の部分を含めて効率的、効果的な方法を検討していくものとなります。

2の整備方法につきましては、複合化については長岡市の事例、合築については千代田区の実例をあげさせていただき、記載したものととなっております。特に合築については、今回基本構想として市側の庁舎の整備条件が、整備時期、規模、整備エリアなどの部分で示されますことから、相手方となり得る方々においても、検討をより具体的に行うことが可能となるものと思われまので、用地の確保と併せて、市としても検討を行ってまいりたいと思います。

3の財源につきましては、想定される財源を分類したものとっており、一般財源や、現在積立を行っている基金、国からの補助金などを記載しております。なお、PFI方式となった場合については、一時的に民間資金の活用が想定される場所ではありますが、その場合でも最終的には一般財源の中から分割による支払いを行っていくものであり、まとめて支払いを行うか、分割で支払っていくかという、支払いの方法について、市の財政にとってどの方法が最も効果的かを判断した上で決定していくこととなるものでございます。

また歳入の確保としまして、各庁舎の跡地活用や、新たな庁舎の活用などにより、歳入の確保に努めていくことも、検討していくことを記載したものととなっております。

第7章について、基本構想後の想定スケジュールを整理したものととなっております。基本構想の策定後、用地の確保までに5年、選定した用地に基づいて具体的な事業手法や整備方法などを決定し、設備などの水準を定める基本計画の策定に2年、市が要求する水準に基づき設計・建設を行い、引越しまでに7年と想定し、令和21年度に供用開始を想定したものととなっております。

この表については従来方式を想定したものとなっており、PFI方式となった場合には、手順が変わってくることとなります。いずれ現在の想定では長期の計画となっており、今後は整備事業の進捗状況の管理、他の市の事業との調整、現在の庁舎の維持管理などを適切に行いながら、効率的に事業を進められるように取り組んでまいります。

第8章について、こちらは第8章自体が資料編ということではなく、資料編については別冊を予定しております。資料編については、表のとおり資料をとりまとめることとしており、ページ数で60ページくらいにはなるものと想定しております。審議会資料として使用したものでございます。